

第59回平成26年9月与謝野町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日 平成26年9月17日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後1時57分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

## 5. 議事日程

- |       |         |                                |         |
|-------|---------|--------------------------------|---------|
| 日程第 1 | 議案第 77号 | 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)        | (質疑~表決) |
| 日程第 2 | 議案第 78号 | 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)    | (質疑~表決) |
| 日程第 3 | 議案第 79号 | 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)    | (質疑~表決) |
| 日程第 4 | 議案第 80号 | 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | (質疑~表決) |
| 日程第 5 | 議案第 81号 | 平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)     | (質疑~表決) |
| 日程第 6 | 議案第 82号 | 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)      | (質疑~表決) |

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第77号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、既に質疑に入っておりますので、昨日に引き続き質疑を続行します。

質疑はありませんか。

家城議員。

13番(家城 功) おはようございます。

それでは、質疑のほうをさせていただきます。

昨日、多田議員のほうからも質問がございましたが、ちょっと中身のほうが詳しくわからないので、ご説明をお願いします。

ページでいいますと、28ページの宮津与謝し尿処理のあり方研究会につきましてでございます。まず、課長にお聞きしますが、予算は200万円となっておりますが、これは宮津与謝ということでございますので、宮津市、伊根町も、それなりに負担はされると思いますが、この負担額は幾らになっておりますか。

議長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 議案につけております説明資料の中で、政策等形成過程の説明資料とあります。その中に予算額として200万円ということに書いておりますけれども、1市2町で合同で設置するということから、1市2町、それぞれ200万円、都合600万円ということで予算化をさせていただいております。

議長(今田博文) 家城議員。

13番(家城 功) この補正につきましても、提案者は町長でございます。町長にお聞きします。この事業内容、どういうふうに理解されておりますか。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 宮津与謝地域におきましてのし尿処理のあり方について、広域的に考えていくと、検討していくと、そうした予算であるというふうに思っております。

議長(今田博文) 家城議員。

13番(家城 功) きこのうの多田議員の質問の中では、広域的に研究はするとは、お聞きしておりますが、広域的に考えていくというようなことは、課長の答弁にはなかったと思うんですが、町長、その辺はいかがですか。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 宮津与謝の1市2町におきまして、し尿処理のあり方について広域的に考えていくと、イコール研究をしていくということだろうというふうに認識をしております。

議長(今田博文) 家城議員。

1 3 番（家城 功） 課長にお聞きします。

事業概要、書いてございます。当研究会は1市2町のし尿処理及び下水道担当部局を中心に構成をすると、これは構成することだけで、中身は書いてありません。

2番目に、これ先ほどの課長の説明がありましたが、政策形成過程の説明資料のほうから読ませていただいておりますが、1市2町におけるし尿処理量の将来予測、それから、三つ目に将来予測に基づき当地方の最適な処理方法のあり方を総合的に検討するということですが、事業内容ですね、詳しい内容、600万円という予算の中で、何をされるのかお話をよろしくお願ひします。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お手元の、その政策等形成過程の説明資料のほうでご説明のほうを申し上げます。

今、議員、ご指摘をいただきました資料の中ほど2事業概要の2番目の将来予測に基づいて、当町の最適な処理方法のあり方を総合的に検討ということでございます。

その下に施設の新設、大規模改修、下水道投入とございます。この3点の方向、整備の方向につきまして、それぞれ単独で行う場合、広域で行う場合のメリット、デメリット等も含めて、総合的に検討するということございまして、都合600万円の予算のほとんどはコンサル担当のほうに、こういった検討資料等の作成をお世話になるというふうな形を考えております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 町長にお聞きします。

今、下水道、公共下水、今、進めておられます。現在の普及率、ご承知されておりますでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 98%であるという認識をしております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 98%の普及ができておまして、接続につきましては、まだ、至っていないと思います。まだ、7割弱だと、僕も理解をしております。そういった中で、先ほど課長のほうから説明がございました、コンサルを充てて600万円という予算をかけて、一体何が協議されるんだろうかと、ただ、既成事実をつくるだけのために各町から持ち出しをして600万円というお金を使うのではないかなというような心配がございまして。そういった中で、先ほど課長の答弁の中で施設の新設、これは3町、1市2町で建てるものなのか。

また、大規模な改修をするのか、今、町長、お答えになられたように下水の進捗率は98%です。そういった中で、今後の見通しという面におきましては、もう私は、この三つでいえば直接投入、下水道に直接投入しかないと思っております。あえて600万円もコンサルにお金を払って、この事業を進めなければならないのかなという思いでございます。そういった中で、きのう京都府の流域下水道局に電話させていただきました。

お話を伺っておりますと、流域については、なかなか法律の規制もあって、直接投入については、いろいろな条件の中で厳しいというような話を聞いております。しかしながら、もう南部のほうでは既に実施されている地区もございまして。同じ予算を使うのであれば、コンサルにこ

んな無駄なことをさせるのではなく、担当者がお金をかけないで集まった中で、直接投入をしていくには、こういった法律の中でクリアをしていかないといけないのかなというような協議をしていくことが大事ではないかなと思うんですが、その中で、先ほども言いましたが、一般会計の補正予算は町長の提案でございます。町長は無駄でないという思いの中で、コンサルのもとでこういう研究会がされる方がいいと思われているのか、私が言っていることが間違っているのか、その辺の率直なお考えはいかがでしょう。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど課長が申し上げましたように、広域的な1市2町の働きかけの中で、こういったあり方がいいのかということ、全ての可能性を考慮していくという観点から、私たちでは専門的な技術を有していない部分もあろうかという観点から、コンサルに委託をするところもあるということでありまして、丸投げをしていくということではないというふうに私自身は認識しております。

それぞれ1市2町の中で見知を持ち寄りながら、コンサルとともに協議をしていくということであろうと、私自身は思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 課長にお聞きします。

今、町長、そういうようにお答えになりました。施設が老朽化しているというようなことは存じ上げております。

そういった中で、担当課として新設をしたり、大規模な改修をすることが先決なのか、果たして、この今、下水道の普及率、接続はいかがなもんかと思えますけども、普及率から見て今後、考えられる方法としては、私は下水道の直接投入になってくるのかなというふうに思いますが、あえて新設をすることまでコンサルに依頼をかけて、専門的な所見を伺わなければならないと思っておりますでしょうか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 現実的なことでいけば、下水道投入は、とてもとても魅力がある方法だなというふうには思っております。ところが、実際下水道投入をするということになりますと、先ほど議員のご指摘にもありました、南のほうでは木津川流域ですとか、乙訓のほうでは、既にされておりますので、法的な問題ですとかいうふうなことはクリアしておるのかというふうに思っております。

ところが、南のほうではとてもとても大きな終末処理場の中に、わずか1%にも満たない、0.0何%のし尿等が入ってくるというふうな形のものですけれども、宮津湾流域の関係でいきますと、かなり高い率の中で投入をしていかないといけないだろうと、そうしてきますと、いろいろな終末処理場の能力的なことの、いろいろな影響が出てくるだろうなということでございます。

その辺については、専門的な知識等の中でいろいろなデータを駆使する中で総合的に判断をするだけの資料が要するというふうなことになってございますので、そうしてくとデータを取り寄せることは、当然ながら、私どもできるかなというふうに思っておりますけども、その分析も含めて総合的な評価をしていただくためには、コンサルのお力をおかりをしないといけないんだ

というふうなことで、そういうふうな形で進んでおるということでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 一番、私が懸念しておりますのは、失礼な言い方になりますが、宮津のために、伊根のために、こういった協議会をしていかなければならないのではないかなと、うちが単独で流域下水の中で、きのうも流域下水道局に確認をしましたが、下水道の一般雑排水等々で薄めていけば処理は可能であるということは聞いております。率がどうか、いろいろと難しいことをおっしゃいましたが、やれば可能であると私は考えております。

そういった中で、新設だとか、大規模改修だとか、お金をかけることを、お金をかけてやるのが、果たして今、求められているものなのかなと、やはり一番お金のかからない方法で町ができるのか、そういったところを研究することが一番大事ではないかなというふうに思いますが、町長いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 家城議員がご指摘をいただきましたように、下水道へのし尿投入、そうしたことは受けとめさせていただきまし、そういったご指摘を受けながら、私たちもコンサルティングとともに1市2町で考えていきたいなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 課長にお聞きします。

このコンサルに委託する委託料が600万円という理解でよろしいですか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 600万円の大半といいますか、500万円を超える金額がコンサルへの委託料ということでございます。あとは事務費ということで計上させていただいておるというふうなことでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 500万円も払えば、よほど立派な報告が上がってくるんだなというふうには思っておりますが、私は、先ほどから申しておりますように、こんなことは全く無駄である。やはり下水道直接投入の中で協議をされる。また、研究をされると、そういったことを進められるべきではないかと。もちろん宮津も伊根も下水道は整備を進めておられますし、今後、し尿処理場が必要だという私は意識はございません。

そういった中で、やはりその処理を、残った分をどうしていくか、そういうことをしっかり考えていただきたいと思っております。

一般会計補正につきましては、全てが納得いかないと立てないので、私はどうさせていただくかは判断させていただきますが、思いとしては、そういうことでございます。以上です。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） いずれにいたしましても、先ほどから家城議員がご指摘をいただいておりますように、そうしたご意見も頂戴いたしながら、全ての可能性につきまして、私どもは検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 少しだけ補足をさせていただきます。

先ほど、議員が単独で下水につなぐというふうなことも言われましたけども、きのう多田議員へのお答えの中で、何で広域で研究をするのかということ、ご質問に対して、終末処理場が流域下水ということで、1市1町、宮津市と与謝野町で利用しておるというふうなことで、広域的にというか、与謝野町単独というわけにはいかないということで、合同で検討しましょうというふうなことでございます。

そういうふうな形の中で、研究をしていく、その、まず、技術的にできるのかどうかというふうなことを中心に研究を始めていくのかなというふうに思っておりますので、そういったふうな形の中で進んでいくということをご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） 十分理解をして質問させていただいておりますし、だからあえて宮津、伊根のためにという言葉を使っております。あとこう言ったことが、予算を上げられる前に一度協議を、私たちも含めた中でしていただけることがよかったんじゃないかなということを申し添えまして、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

和田議員。

- 2 番（和田裕之） それでは、一般会計補正（第2号）について、何点か質問をさせていただきます。まず、予算書の24ページ、福祉課長にお伺いをします。

福祉サービス事業の重症心身障害児（者）ショートステイですね、利用支援事業補助金21万円について、まず、この概要についてお願いしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。重症心身障害児（者）ショートステイ利用支援事業ということで、これは新規事業ということで、今回、補正予算を計上させていただきました。

この事業は、京都府事業ということになっておりまして、その負担率は京都府が2分の1、町が2分の1ということでございます。事業の内容につきましては、政策等形成過程の説明資料というのをつけさせていただいておりますので、それをごらんいただいたらと思いますが、まず、重症心身障害児（者）という、対象者がどういった方かということ、簡単にご説明を申し上げますと、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態であられる障害者のことを重症心身障害児、もしくは重症心身障害者というふうに呼んでおります。

特に医療ケアが必要な方であるというご理解をいただいたらというふうに思います。そういった方のショートステイの受け入れ場所が、この管内には、実はございません。これまで一番近いところで、亀岡市にあります花ノ木という施設をご利用いただくということしかできないという状況でございました。そこにつきましては、もう管内では非常に大きな問題として捉えておりまして、そういった障害者の方々がショートステイを利用できるようにということで、京都府等にも要望してまいりましたところ、今回、北部医療センターのほうで、その受け入れをしていただけたということになりました。その支援策としまして、この利用支援事業というのが創設されたということでございます。

簡単に概要と申し上げますと、その支援の内容につきましては、在宅で生活をされておる段で、ヘルパー利用をされておられる方がほとんどです。

それから、訪問看護を利用されておられる方がほとんどございます。ショートステイを利用の際に、付き添いという形で、ホームヘルパーさんを病院内で活用することができるということでございまして、その場合につきましては一日当たり2万円の助成をするということでございます。

それから、在宅での医療的ケアがどういったことが行われておるかということの情報提供ということで、訪問看護師のほうから情報提供がありました場合は5,000円、1回につき5,000円の支援がされるという、利用支援がされるということでございます。ただし、訪問看護の情報提供につきましては、1回のショートステイ利用中に1回ということでございます。

この支援金につきましては、一旦、北部医療センターのほうに町のほうから支払いをいたしまして、先ほど申し上げましたヘルパー事業所なり訪問看護ステーションのほうに北部医療センターのほうに請求をされて、先ほど申し上げました額が北部医療センターから支払われるという形態になります。

少し長くなりますが、この重症心身障害者のショートステイ事業の大きな意味といえますのは、在宅で介護をされております介護者の、いわゆるレスパイト、休息をとってもらおうということが大きな目的でございまして、これまで、先ほど申し上げました亀岡のほうの利用をされる際についても、結局は家族が同行されるというようなことがございまして、家族のレスパイトにはなかなかつながっていないという問題がございました。

今回、病院内にヘルパーを入れることによりまして、そのショートステイの利用期間中は、家族はゆっくり休んでいただけるということができるんじゃないかというふうに考えています。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 大変詳しい概要を説明いただきました。私が質問したいこと、全部答えていただいたというふうに思っております。

そこでですね、先ほどおっしゃいました、京都府下では、これで五つの事業所ができたというふうに私は認識をしとるわけで、亀岡で、先ほどおっしゃったように花ノ木というのと、中丹で舞鶴こども療育センターというのがあるんですが、これは軽度の障害者の方だけ利用できる施設であろうかというふうに認識をしております。

そこで、今回、丹後北部医療センターにできたということで、大きな前進だったというふうに思っておりますが、いわゆる、この受け入れの整備ですね、何床利用できる医療型のショートステイ事業ということなのか、その辺のところをお願いします。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。まず、総務文教厚生常任委員会で、この件につきましてご説明をさせてもらった内容で、ちょっと私の説明誤りと申しますか、ちょっと説明不足がございましたので、この場をおかりして訂正もさせていただきたいというふうに思います。

委員会では、1床が確保できるというふうなご説明をさせていただきましたが、基本的には空床利用という考え方でございますので、常時1床が確保できておるといった状態ではないということでございます。

空きベッドがあるときに、その利用申し込みがあったときに調整がされるということでございますので、確実に1床が常にあけてあるということではないというふうに確認をしております。

そこで、そうでありまして、なかなか北部医療センターの入院の状況を見ますと、常に複数

のベットがあいておるといようなことは、なかなか難しいところがあるかと思いますが、ただ、今回、こういった制度ができましたので、そういった調整は十分にするというふうに北部医療センターのほうでも考えていただいておりますので、常に何床かという質問に対しましては、空床利用だということでご理解がいただきたいと思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 空床利用型ということで、あいてるベッドを利用してということで理解をさせていただきました。それとですね、北部医療センター、ここでは人工呼吸器ですね、これも使えるようになったということで理解をしております。

先ほどの課長のご答弁にもありましたように、重度の肢体不自由者、不自由ですね、これと重度の知的障害、これが重複した状態ということですね、これは医学的診断名ではなく児童福祉での行政上の措置、これを行うための定義とされており、日本では約3万8,000人いらっしゃるというふうに理解をしております。

そこで、おっしゃいましたように、これらの重症心身障害児、または、者ですね、生活を支えるには家族の力というか、頼らざるを得ないというか、そういった家族の負担も非常に大きいということで理解をしております、おっしゃいましたように、レスパイトの確保、いわゆる休憩、休息ですね、これにも大変大きな効果があるもんだというふうに理解をしております。

今後ですね、さらに、このショートステイ、医療型のショートステイ事業、これの拡充が求められるというふうにも思っておりますが、課長の見解のほうをお聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。与謝野町内で、重症心身障害者というふうに町のほうで確認をしております方が14名ございます。

その中で、先ほどご紹介をいたしました、花ノ木の医療福祉センターをご利用をいただいた方が、これは述べ人数でございますが、6名ということでございます。ということで、決して十分な、そういったレスパイトをしていただくとという状況ではないというふうに判断をしております。

また、重症心身障害者のみならず、障害者のご家族、もちろんご家族に対しては、町内でも夢織りの郷だとか、それから虹ヶ丘、あじさい苑、そのあたりでショートステイを受けていただいておりますが、どうしても夢織りを除きますと、高齢者施設を使っておりますので、十分な確保ができていないということも現実としてはございます。

そうしたことで、こういった受け入れ先をふやしていくということが、今後も大きな課題だというふうに考えておりますが、ただ、重症心身障害者の場合は、医療的ケアがどうしても必要になってくるということでございますので、社会福祉法人等で何度か取り組みたいという意向がございまして、その医療的ケアがどのようにつながっていくかということが最大の課題でございます、なかなか前に進まないという状況でございます。

そういった部分も何とか解決できるような方法を京都府等とも相談をしながら、この地域に、そういった受け入れ施設がふえていきますように、今後も努力をしてみたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番(和田裕之) 14名いらっしゃるということで、ぜひよろしく願いをいたします。

この重症心身障害児の方というのか、発生件数ですね、これは医学だとか医療ですね、これの進歩によって減少するというよりは、むしろふえているという現状にあるというふうに聞いております。これは超低出生体重児といわれる、いわゆる、特に1,000グラム以下のお子さんというか、赤ちゃんですね、かつては死亡していた例が救命できるようになったこと。また、幼児期の溺水事故、交通事故の後遺症、これに起因するものが、やはり多くなってきているというふうに聞いておりますので、ぜひよろしく願いをしておきます。

次に、住民環境課長にお伺いをします。

予算書の28ページ、一般廃棄物処理委託事業、これの廃棄処理委託料171万6,000円について、まず、お聞きをしたいと思います。

議長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) ご指摘の予算につきましては、PCBを含みます小型コンデンサー3台分の輸送費と処分費ということでございます。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) 3台分ということで、委員会でお聞きしておりましたのはトランスではないでしょうか。その点、もう一度お願いします。

議長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 申しわけございません。トランスでございます。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) いわゆる高濃度のPCBトランス、変圧器ですね、これ3台ということで、ちょっと内訳のほうを、できたらお願いしたいんですが、よろしく申し上げます。

議長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 内訳とおっしゃられますけれども、全て3台とも高濃度のPCBを含んだトランスだということでございます。それ以上の、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) ちょっと言い方が悪かったかわからんですけど、内訳というのはですね、どこに使用されていたものかとか、そういう点なんですが。

議長(今田博文) 朝倉住民環境課長。

住民環境課長(朝倉 進) 水道施設に1台、水道施設にあったものが1台ですね。それからもう1台は、ちょっと資料がございませんので、何ですけども、不明のものが1台、不明といいますか、今、資料がないのでお答えできないものが1台。あと1台は、岩屋の岩屋峠に不法投棄されておりました1台を、その中に含んでいるということでございます。

議長(今田博文) 和田議員。

2 番(和田裕之) 施設にあったものと、不法投棄されたものがあるということで、計3台ということで理解をさせていただきました。

この3台のトランスですね、処分料金、そして、運搬料金が入っているということで170万円ですか、程度ということになっておるんですけど、この処分料金というのは全国一律であるわけですが、非常に高いというふうに私は理解しております。その点、課長いかがでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この高濃度のPCBを処理できるところが全国では限られております中で、JESCOという法人が請け負っておるわけですが、こちらのほうの見積もりをいただいて、それに基づいて、この金額を出ささせていただいておるということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） PCBですね、いわゆるポリ塩化ビフェニルですね、これは燃えにくく、絶縁性、いわゆる電気を通しにくい。そして、安定していて分解されにくいという特性から、トランスとかコンデンサーとかの電気機器ですね、これの絶縁具として使われていたり、各種工業ですね、これの加熱であったり、冷却用の熱媒体、そして、感圧複写紙、いわゆるカーボン紙ですね、これに使われていたということですが、昭和43年にカネミ油症事件というのが起きてから、我が国ではですね、昭和47年以降、PCBの製品はつくられなくなったというふうに理解をしております。

この間、民間主導で処理施設というのがつくられようとした経過というのはあるんですが、いろいろな反対にあい30年間、これはPCBの廃棄物、これは保管という形で今きているわけで、先ほど課長がおっしゃったようなJESCOですね、日本環境安全事業株式会社というところで、これは政府というか、国の資本でつくられた会社、全国で5カ所あるわけですが、ここでの処理をされているということで理解をしております。

これの処分においては、譲り渡し、譲り受け等は禁止をされているというふうに理解をしております。

そこで、当町の保管、管理をされているPCBの廃棄物はどのようなものがあり、また保管方法ですね、どのようにされているのか、その点についてお願いをしたいと思います。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今回、処分をしますPCB以外では、電灯についております安定器が、たしか97台だったと思いますけども、それが残った形になってございます。その保管方法ですけれども、施錠ができる倉庫に保管をしておるということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 長年にわたり保管されとるということで、全国的に、これの、油の漏えい事故ですね、発生しているということでありますので、ぜひ、保管には注意していただきたいというふうに思っております。

それですね、先ほどの安定器の中のコンデンサーに含まれておるということですが、一般的に家庭用の蛍光器具には使われなかったということで、一般家庭にはほとんどないというふうに理解をしております。

あと、これの処理費用というか、いわゆる高圧トランスと高圧コンデンサーというのは、高圧充電をしている工場であったり、お店であったり、会社であったり、学校、施設、こういうところに使われておるわけで、中小企業に対しては中小企業、そうして、中小企業団体、法人等、国の補助制度があるんですが、自治体は補助の対象になるのか、ならないのか、その点のところをお願いします。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） PCBの処理費用に対する軽減制度でございます。中小企業の方にしますと、70%の軽減措置がございますし、個人の方でいきますと95%の軽減措置があるということでございますけれども、残念ながら公共団体は、この対象外ということになってございますので、今回の補正予算にかかります処理費用につきましては、こういった助成制度が使えないということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 課長は、この件についてはお調べになられたかどうか、公共団体というか、公共団体は対象になるのか、ならないのか、その辺のところはお調べになりましたでしょうか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） それこそ、JESCOのホームページから中小企業社向けの割引制度というふうなことのサイトがございまして、そこに、その助成制度の要綱がございまして。その中で中小企業社ですとか、中小企業団体等、あと法人ということがございまして、この制度の趣旨から申し上げますと、公共団体は入らないというふうな理解でございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 確かにですね、このJESCOですね、このホームページには課長がおっしゃいますように、四つありまして、公共団体、自治体は入っていないということですが、ちょっと私も納得いかなかったんでいろいろと調べまして、公共団体も補助の対象にはなるということなんです。

ところが、3番目の法人、要は常時使用する従業員が100人以下の法人という扱いを自治体もされるので、対象になるのは余りないということで、例えば近隣でいきますと伊根町さんあたりは69名程度の職員さんというふうに理解しておるので、なるみたいですが、一般的には対象にはなりにくいということですね、課長がおっしゃっていただきましたように、企業であったり、個人であったりする場合は70%の補助、個人95%ですね、ということで、これは特別管理産業廃棄物ということになってましてですね、PCBはですね、適正な管理、処分、これをしていただかないと、違法となって、罰則があるということで、ぜひ、こういう制度を利用して適正な処分をしていただくように、町としてもPRというか、していただきたいというふうにお願いしまして、質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

塩見議員。

10 番（塩見 晋） それでは、一般会計補正について質問をさせていただきます。

まず、最初に28ページの衛生費、予防接種委託料1,301万幾らかがありまして、提案説明のときに、これを子供のほうそうの補助だというふうに聞いたんですが、ほうそうはWHOで、もう既に撲滅宣言がされたように思ったんですが、これは水ぼうそうのことかなとったりして、いるんですが、その点、課長いかがでしょうか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。予防接種委託料につきましては、今おっしゃいました、水痘、いわゆる水ぼうそう、子供さんの水ぼうそうのワクチン接種と、それから、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種が10月から法に基づいて定期接種になりました関係で、補正予算のほうは上げ

させていただきます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうだろうと思ったんですけども、最初の提案説明のときには、確かに子供のほうそうというふうにおっしゃいまして、議事録とかテープ見てないんでわからないんですけど、同僚の議員に聞くと、やっぱり子供のほうそうというふうに言われたということのようでしたので、天然痘で一生懸命調べとったんですけども、どうもこれは無駄だったみたいで、そこで水ぼうそうということで、お尋ねします。

今まで任意接種だったのが定期接種になるというふうに思っておりますが、もう少し、どういう形で、対象人数とか、財源とか、お尋ねしたいというふうに思いますが、よろしく願います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。水痘ワクチンの、まず、対象者でございます。

生後12カ月から生後36カ月になるまでの間のお子様ということでございます。

それから、接種方法については、乾燥弱毒性水痘ワクチンというものを使用しまして、合計2回接種するというところでございます。対象の中で、既に生後36カ月なるまでに水ぼうそうになった方は対象外ということになってます。ただ、既に任意接種の間に受けられた方も対象外ということでございます。簡単ですが、以上でございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 私が調べた中では、月数でいうと12カ月から24カ月までが対象で、36カ月から48カ月になるんですが、3、4歳。これは特例的に、今回、1回のみができるというふうになっておりましたが、今、課長、言われたんと若干違うんですが、この点はいかがなんでしょうか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 京都府のほうから、私どもいただいております、今、資料を持っているんですが、これによりますと12カ月から生後36カ月というふうになっておりますし、先ほど言われました経過措置につきましては、既にもう36カ月を過ぎておられるような場合は、60カ月に至るまでの間に1回経過措置で受けれるということでございますが、ただし、平成26年度、今年度限りというふうにお聞きしております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうすると、一応、厚生省のほうが発表しておると、京都府が対象にしとるのは、1歳のずれがあるように思いましたが、それはそれで対象になる方が多いのにこしたことはないんですが、そうすると、4歳から5歳の方については、1回のみと、36カ月までは2回が、いわゆる定期接種ということで無料でやっていただけると、こういうふうになるわけでしょうか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 塩見議員おっしゃったとおりで、36カ月までは2回と。それから、費用につきましては、与謝野町においては子供さんの予防接種は全て無料としておりますので、無料で受けただけということでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） わかりました。

最初に、対象人数がどのくらいになるのかということもお尋ねしたんですが、それはわかりませんか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） もう既に水痘にかかっている方というのが、現実どれくらいいらっしゃるか把握ができないんですけども、担当課としては650人くらいを予定しております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうすると、この対象者については、もう既に対象になってますよというお知らせが行っているわけですか。それとも今後、対象者にお知らせして、その上で何人くらいになるかということがわかってくると、こういうことなんでしょうか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） これから、個々に通知をさせていただき予定しております。まだ、予算がついていませので、通知はさせていただいておりません。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） わかりました。今まで有料だったのが無料になるということで、非常に子供さんを持っている親にとってはありがたいことかなというふうに思っておりますが、これの財源は、見てみますと、一般財源というところの金額がかなりたくさん書いてありましたが、今後、国とか府とかからの応援も入ってくるのでしょうか。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 予防接種の定期接種分につきましては、全て一般財源ということになっておりますので、国や府の補助金等はないものと思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうですか。国や府がやれといっておいて、その裏づけがないということは、なかなか厳しい状況だなというふうに思っておりますが、ぜひ、多くの方が予防接種を受けていただきたいと、このように思っております。

それでは、質問をかえまして、14ページの国庫支出金です。総務費国庫補助金、社会保障費、社会保障税番号制度システム整備補助金、きのう勢旗議員の質問にもありましたが、いわゆるマイナンバー制度についてですが、国のほうは平成24年2月の第180回の通常国会に出して、その後、廃案になったり、紆余曲折があったんですが、昨年5月31日に番号関連の4法案が公布されて、これが平成27年10月からですね、国民一人一人に12桁のマイナンバーが、いわゆる個人の番号が通知されるということになっているんですが、こういうことについての全体的な流れとか、それから、このマイナンバー制度と、今ある住基ネットの関係とか、そういうことについて、もう少し詳しくお尋ねしてみたいというように思いますので、担当の、企画財政課ででしょうか、お願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） マイナンバー制につきましては、詳しくということでございます。

今回、国の補助金のほうを受けまして計上させていただいておりますけれども、システムのな

ところの整備が今回の補正では主でございます。その中で制度につきましては、昨日もちょっと言っておたんですけれど、住基ネットの大もとがありまして、それを活用といいましょうか、使っていくというところでございます。

今のところは、先ほど言いました平成27年10月ですか、番号を振らせていただいて、その後、税とか保険とか、いろいろな方面に活用をされていくというところは聞いておるんですけども、詳しい中身につきましては、私のほうも、今のところ、まだ承知しておらんという状態でございます。今の段階では、システム改修は、特に急いでおりますので、補正予算をさせていただいて、それぞれのシステムに、個々の番号は振れるようにという改修を目指しておるというような状況でございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） あまりよく内容はわからないけれども、システムの整備だけはやっていくんだというのは、何かちょっと不安というんですか、我々もよくわからないんで、どうなんかなと思うんですが、国なんかは結構いろんなことを、このことについては、計画的に打ち出してきておりますし、それから行く行くは、今ある住基カードですか、それはもう使わなくなって、このマイナンバーカードにかわっていくというようなこともあるようなんですが、こういうことを、全体を含めて、もう少しこのマイナンバー制度というものがどうなっていくかということ、町全体でも、ちゃんと調べて、やっぱりもう今すぐですよ、平成27年10月ですから、ナンバーが振られるのが、平成28年1月からは、もう既に、このマイナンバーは社会保障とかね、税とか災害対策の関連では、もう利用していくというところまできてるわけですけども、そこまで来ているのに、町の今、担当課でも、あまり詳しくはわからないんだということでは、若干、どうかかなというふうに思えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） お答えしたいというふうに思います。確かに、今のところそれぞれの担当課に、例えば税とか、保険とかいうところで連絡は行っているというふうに私も把握はしておるんですけども、その総括的な全体像を掌握、企画財政課のほうでできてないというところはちょっと問題があるなというふうに思ってますんで、今後、運用していくまでに全体像も含めて企画財政課のほうで調整をしていきたいなというふうに考えております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） やっぱり、町が、この制度を、やっぱり住民にも周知してやっていかんなん立場にあると思うんです。今、おっしゃるように各課ばらばらでは、なかなかうまいこといかんと思えますし、やっぱりある自治体では、やっぱりこれを進めていくための計画的なものをつくって、その全町的に全市とかね、そういう形で進めていってるところもあると思えますし、あんまり時間もないことだし、やっぱり住民も、もう決まって、必ずこうなることに決まっているわけですから、もう少し精力的に、この点については周知徹底していくことを早くお願いしたいと思えます。

それでは、次に一般会計の歳入について、16ページです。この中に、臨時財政対策債の減額が1,936万円入っているんですが、これは発行可能額の減額ということだと思えるんですけども、この減額になる大きな理由というのは何なんでしょうか。その点についてお尋ねしたいと思

います。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 臨時財政対策債のご質問です。これにつきましては、本来、交付税で措置されるものが、臨時財政対策債と合わせて今、措置されるようになってまして、7月に普通交付税のほうが決まされて、あわせて臨時財政対策債の枠も決定されたということで、確定しまして今回、減額というふうになっております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それはわかっておるんですけど、なぜ、この減額になっとるんかなということ。それから、今おっしゃいました交付税も、これは京都府の自治振興課が7月25日に発表しています。これも減額になったと思うんですが、こちらのほうは、補正には何も今回、出てきていないというのはどういう理由なんですか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 今回、普通交付税のほうは、修正等をかけておらんですけれども、財源のほうの、留保というか、今後の補正予算も見越しておりますので、交付税のみならず繰越金等も一部留保させてもらってますんで、その辺は年間の財政調整の中で補正をかけたか、今回だったら置いといたりさせていただいておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、京都府のほうから、いろんな、そういう決定が来ても、即、予算上の補正のほうにかかってくるということはないと、こういうことですかね。それでは、この対策債の発行可能額がですね、たしか調べると毎年、予算より、最初の予算より毎年、ここ4、5年、必ず減額になっとるんですけど、発行可能額が。何かこれは特別な理由があって、そういうふうになっているんでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 議員おっしゃいますとおり、ここ近年、臨時財政対策債が減少しております。これにつきましては、先ほど言いました交付税と臨時財政対策債合わせて、昔でいう交付税見合いになっています。

その中で財政力の弱い団体、本町でしたら、コンマ3といふところなんですけれども、そういう団体につきましては、比重を普通交付税のほうに持っていただいておられます。やっぱり臨時財政対策債と言えども、借金にはかわりはありませんので、国のほうの配慮といひましようか、考え方としまして、そういうふうな考え方になっておりますので、だんだん臨時財政対策債のほうが少ないって、逆に言うと交付税のほうに振っていただいております。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 両方で操作されておるといふことで、わかりました。それでやっぱり交付税のほうは、そんなに大きな減額がなかったように思いました。質問を終わります。

議長（今田博文） ここで、10時50分まで休憩します。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時50分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） 福祉課長にお伺いします。

24ページの負補交で、介護職員初任者研修受講、これにつきましては対象者は何名ぐらいあったんでしょう。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。まだ、詳細な人数については把握しておりませんが、お聞きしておる中では、大体25人ぐらいが研修の対象となるというふうにお聞きしております。

ただ、その内訳としては、宮津市、また伊根町の方も研修を受けられる可能性がございますので、与謝野町が何人ということは、まだ不明でございます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 25名という、およその人数であります、この142万円という金額は、与謝野町が希望される方が対象というくりでいいですか。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えします。今回、与謝野町の福祉事業所連絡会さんと、それから、京都府保育専門学院さんが共同実施をされる研修会につきましては、20人を枠として募集をされるというふうにお聞きしております、先ほど、伊根、宮津もあるかもわからないというふうに申し上げましたが、最大、与謝野町で20人の研修を受けられてもカバーができるようにということで、今回、予算どりをさせていただいております。

それから、あとの5名につきましては、他の実施機関の研修を受けられる可能性がございますので、この5名分を別途計上させていただいたということでございます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 次に、その同じページの同じく高齢者福祉事業の負補交で、公的介護施設等の整備事業補助金650万円、これにつきまして、NPO法人の開設補助金と聞いておりますが、この内容をもう少し詳細に報告いただきたいと思います。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。ことし3月31日に特定非営利活動法人わおんというNPO法人さんが開設をされております。

このNPO法人わおんさんが、加悦地域の金屋地区で新たに事業展開をしたいということで、ご相談を受けました。その事業の内容としましては、三つの柱がございまして、一つは介護保険法の基つきます通所介護、いわゆるデイサービス、これを実施をされます。

それから、二つ目が地域住民の集いの場を提供するという、サロンのようなものを実施をしたいということでございます。

さらには、個々のニーズに対応する生活支援事業ということで、猫の手事業というふうに命名をされておりますが、地域住民の、いわゆる公的サービスでは支援ができない部分につきまして、サービス提供をしたいということで、例えば、ごみ出しだとか、買い物の支援、そういったことを行いたいということで事業を発案をされまして、先ほど申し上げました金屋地域、上司谷公園

の近くでございますが、空き民家を活用されまして、今、申し上げました三つの事業を行われるということでございます。

その中で、今回650万円の補助金を取りましたのは、いわゆる地域住民の集いの場の部分につきまして、国の事業で地域支え合いセンターという補助事業がございます。この補助事業につきましては、一から創設する場合については、新たに建物を建築する場合は3,000万円、それから、今回のように民家改修等で行われる場合は、650万円が限度額ということございまして、その650万円の国の補助金を町のほうで代理申請をさせていただきまして、確保させていただいたと。その費用につきましては、町から、わおんさんのほうに補助をするという形になっております。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 同じく福祉課長にお伺いしますが、ことしの夏休みに学童保育で、4年生も対象にした取り組みをしていただきまして、親御さんも大変喜んでおられたかと思いましたが、その利用者は、もう上がってきておりますか、報告をお願いします。

議 長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。今回、議員がご案内のとおり、夏休み期間につきまして4年生の受け入れをさせていただきました。

方法としましては、町直営部分と、それから、民間事業者への委託、それから、これまでから委託をしております社協さんでの受け入れということの、3通りで行っております。そのうち、やすら苑で町直営として行いました4年生の受け入れについては、8名でございます。

ただ、ほかの地域でご利用の方で、ご兄弟があつたりということで、一緒に2年生、3年生の方が行きたいということで4名ほど、やすらのほうで受け入れをさせていただいております。

それから、民間事業者として委託をさせていただきました、ジェイズさんにつきましては、4年生については3名でございます。それから、山田学童で4名、それから、石川の学童で4名でございます。それから、与謝の学童で1名、それから、三河内の学童で1名と、後で申し上げましたのは、社会福祉協議会さんのほうに委託をしておる分でございます。以上です。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 今の夏休みの4年生の参加者を含めて、町長にお伺いします。

このことは非常に多くの方が利用されておりますが、町長の子供に対する福祉施策の考え方としまして、来年度からでも、今の1年生から3年生までという学童の枠を、さらに4年生まで対象とされる、通年ですね、夏休みだけじゃなくして通年、4年生までを対象とされるお考えがありますのか、町長に基本的な考え方としてお伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、議員ご指摘の件ですけれども、法改正によりまして来年度から6年生まで対象にしていくということが、ほぼ決定しております。

そうした中で、私自身も夏休みに3カ所の学童保育を見学させていただきました。そうした中で、非常に和気あいあいと子供たちが元気に過ごしているのを見まして、本当に、この学童に対する地域の方々のニーズというのは大きいんだろうなということを感じた次第でございます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番(安達種雄) 再度、まず、その法整備が整った中で、町長のお考えの中に、現在の1年生から3年生というのを枠を広げて、通年、年間を通じて対象を広げられるお考えがありますものなのか、確認したいと思います。

議 長(今田博文) 山添町長。

町 長(山添藤真) 先ほど申し上げましたように、6年生までを対象にしていきたいというふうに考えております。

議 長(今田博文) 安達議員。

5 番(安達種雄) 非常に画期的な、また、共稼ぎのご両親の負担の軽減ということでは、非常にいい取り組みだというように、ぜひとも来年度から実施の運びでお願いしたいと思います。以上です。終わります。

議 長(今田博文) 浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) 特に補足ということではないんですが、町長が申し上げましたとおり、法改正によりまして、平成27年度から小学生を受け入れる対象ということになりましたので、3年生までという枠は外れます。

その中で、今回、夏休み期間を一つ模擬的に実施をさせていただいたわけですが、やはり専用施設でなかったという、一つ問題点がありまして、特にやすらにつきましては、本来、高齢者福祉施設の、いわゆる会議室をお借りして実施をしました。その関係で、専用施設ではございませんので、残念ながら壁に穴があいたりですね、そういったことも実際に起きましたので、そこでの実施は難しいなというふうに判断をしております。

現在、他の場所を何とか確保したいということで、調整を進めておりますので、何とか確保ができれば、早い段階で1年生から6年生までの受け入れができるようにしていきたいと思っておりますが、調整がどうしても難しい場合については、4月1日からというお約束はできないかもわかりませんので、その点だけは、ご理解をいただきたいと思っております。

法律上は、1年生か6年生までを対象としなさいというふうにはなっておりますが、一つずつの学童を見たときに、全てを1年生から6年生を対象にしなければならないとはなっておりません。そのうちのどこかを、1年生から6年生までの対象というふうにすればいいというふうにはなっておりますが、基本的には地域内で、そういった格差が起きるということは問題だろうと思っておりますので、全ての地域で受け入れができるように、努力をしていきたいというふうに考えております。

議 長(今田博文) 安達議員。

5 番(安達種雄) そうしますと、いろいろと施設の問題、また、職員さんとの問題もあつたりしまして、一律、「よーい、どん」というわけにいかない部分もあるという今の説明だと思います。先ほど申し上げましたように、親御さんの負担を軽減する意味でも、一日も早く取り組みますように努力をお願いします。終わります。

議 長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。  
多田議員。

1 5 番(多田正成) それではですね、2回目の質問をさせていただきたいと思うんですが、先ほど家城議員からですね、し尿処理の問題を大変詳しく説明されて、答弁も、それなりに聞かせていた

だいたんですが、どうしてもわからないというのか、そこに、水かけ論みたいになるんですけども、私はですね、課長の、きょうまで、このことを予算組むまでの進め方についてですね、ご苦労はわかると思います。お互いに自治体の悩みを持ち寄って、どうだろうと、人口も少なくなる、下水道が普及するに当たり、だんだんくみ取りもなくなってくるということで、どこの自治体も同じ悩みを持っておられて、その傷のなめ合いといいますが、そういった広域で話し合いますと、そういったことになって、それなら、そこを研究しようかという話になって、そこを話を進められて組んでこられると思うんですが、先ほど、課長がおっしゃったのは、直接投入をするという能力的にも問題があるというふうに言われましたので、下水道課長にお聞きをしますが、今の下水道整備を、全整備を広域的にされて、全戸100%、全戸対象に下水道の能力を組み立てられたのか、先ほど能力の問題を言われましたので、下水道課長に、その能力は本当に80%ぐらいなのか、70%ぐらいなのか、私は100%以上ですね、能力で設備されとらんとおかしいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

議長（今田博文） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 下水道処理場の能力だと思いますけども、下水道といいますのは、町全体に対して、計画区域を定めておりますので、その計画区域内の人口についての処理能力を定めております。

したがって、計画区域外の分につきましては、処理能力がオーバーするというふうに理解をしていただいたら結構だと思います。

議長（今田博文） 多田議員。

- 15番（多田正成） そのことでしたら、先ほどの課長の能力の問題だと言われたのは理解できます。くみ取りは、すなわち、くみ取って直接投入しても、それは区域内に入っていないからだめだという、能力がもたないということなら、これは広域的にですね、大きな問題になろうというふうに、私は思うんですが、これは私たちが素人的に考えると、それは家庭の処理と一緒に、し尿処理場を改造しながら、直接投入なんか簡単にできるだろうというふうに思いますけれども、今、言われた広域的にですね、下水道の、その能力の問題もあって、今後、その話を進めていかれるには、やはり京都府も、多分かんでおるのかなというふうに思うんですが、これは、副町長ですかね、副町長にお聞きしますが、そういった広域的に伊根町さん、宮津市さん、それから、京都府さん、当町といった、広域的に物事を考えて、どういったような、今、現状になっておるのでしょうか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。今回の補正予算の関係で、議員さん方から、いろいろとご意見をいただいております、それぞれに真摯に受けとめさせていただきたいというふうには考えております。

ありますように、今は1市1町なんですけども、宮津湾流域下水道ということですので、これは京都府が運営といいますか、お世話になっているという施設だというふうに認識しておりますけれども、与謝野町の考え方としましたら、まずは、議員さん方もおっしゃってますように、やはり今後の下水道の普及ですとかいうことを考えますと、し尿処理も少なくなってくる、個別の施設では、となりますと、やはりどこに投資をするのかということになりますと、まずは、やっぱり下水道投入を考えていくべきなんかなというふうなスタンスでいくべきかなというふうには

考えております。

ただ、これが京都府も含めました施設ですので、今後、その各関係者が集まって、同じテーブルにのるための、今回、地ならしをさせていただくための補正予算を上げさせていただいたということでございます。

きょういろんな意見をいただいたことは、今後、この予算も含めまして、十分協議をさせていただく必要があるのかなというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） わかりました。そういったこともあってですね、今回、その研究に入られるということなんですが、まず、大変おこがましいんですが、課長に申し上げておきますけれども、そういった各自治体の悩みや問題点を出し合って、広域的にどうだというまでに、まず、当町のあり方の方針をきちっと決めて、単町ではできないので広域的にやろうというような問題をしっかりと組み立てていただいて、報告を、委員会でもよろしい、報告していただいて、そして、お互いに理解をし合ってですね、そして、問題点を解決していけるように取り組んでいただきたいというふうに思います。いきなりこれが出てですね、何のことかわかりません。そんなこと、処理場があるので、そこから改造して、直接投入したっていいではないかというような、その研究をするほうが先だというふうに我々、素人考えで思ってしまうかもしれませんが、今、副町長がおっしゃったように、京都府の関係もありまして、今、お聞きしたようなことであります。

この問題は、これ置きましてですね、その下の一般廃棄物なんですけれども、先ほど聞いてましたらですね、非常に和田議員も大変詳しくて、日本に5社くらいしか処理するところがないということでもあります。私も、そのように認識をしております。その中で、不法投棄で岩屋峠に1個あって、それを回収してきて処理するんだということなんですが、こんな危険なものをですね、こんな危険なものを放置されて、そのまま引き上げて処理をされる、そんな簡単な考え方でいいんでしょうか。

これ、何というんですか、PCBですか、そういった処理の難しい問題でありますのに、ただ投棄されたんで、ほかしてあるんですわって、普通のごみと同じようにですね、そんな簡単な処理でいいんでしょうか。やっぱり追及してですね、誰がほかしたんだということまで追及してですね、処理をする必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そこはどうですか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 不法投棄の関係です。これ通報をいただきまして、現地を確認をしてPCBの漏れ等がないかどうかということを確認をさせていただいて、漏れ等がないということで引き上げてきて、現在、施設のできる倉庫のほうに保管をしておるというふうなことでございます。

議員おっしゃいますように、当然ながらトランスには製造番号等が銘板としてありますので、そこもしっかり写真に撮ってこさせまして、その製造番号から所有者がわからないかというふうなことで、担当の職員に確認をさせましたが、結局のところは所有者までたどり着くことができませんでした。

ということで、やむなく町のほうで保管をしていた。保管をする中で、京都府のほうに、それは登録する必要があるでございますので、京都府のほうに登録をさせていただいたところ、今回のような、宮津市さんや舞鶴市さんのほうが同じようなトランスを処理をされるというふうなお話があ

って、それに便乗させていただいたほうが、経費的にも輸送費等が安くつきますのでという形の中で、今回、補正予算を組ませていただいたということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） そういった持ち主がですね、追及できなんだということはわかりますけれども、そういった問題で、例えばPCBが今ないと言われたんですが、確認したらなかったというふうに言われたんです。あるんですか。漏れてないという意味、わかりました、すみません。

それなら、それはそれでいいんですね。そうだとですね、大体こんなものは3個と、先ほど言われたんですが、1個どのくらいなキロ数があるんですか、キログラムというのか。1個が大体、どんなものでしょうかね。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 大体、1台40キロ程度のものというふうなことでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） それは、この辺の、例えば、大阪なら大阪の事務所に持っていくのに、産廃業者に処理をしていただくという形ですね、大体、私の記憶というのか、では10キロから15キロまでだと43万4,000円という新価格が、ことしの4月にできまして、そういったあたりで今、40キロから50キロと言われましたんで、170万円は輸送料も入れて、仕方がないかというふうな感じでわかりましたけれども、その不法投棄なんかで、もし、こういう危険なものがあつたら、徹底的に追求していただきたい。その処理をしていただきたいと、先ほどの答弁でわかりましたけれども、ただ、不法投棄でと、それがあつたもんで処理をしましたでは、大変、これは危険なものですから、普通のごみと違いますので、その辺をよろしく願いいたします。以上で終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

家城議員。

1 3 番（家城 功） 1回で終わろうと思っておりましたが、2回目の質問を。

先ほど、多田議員の答弁の中で、副町長、予算の中で、今後の、やっぱり直接投入についての検討が、まず、優先だろうと。そういった中で、この補正が私の今、答弁をお聞きしております認識では、補正が決まっても、この200万円の持ち出し、600万円については再度、検討いただけないという認識でよかったですでしょうか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えいたします。1市2町で均等割で200万円をとりあえずということなんですけども、これは1市2町が持ち寄りまして、その中で研究を進めていくわけなんですけども、必ず、この満額を使わなくてはならないということですので、今後、きょういただいた意見の中で、こっだけ使わなくてもできる可能性も今後、出てくるというふうに思っていますので、そうなった場合は、当然、また返していただくというふうなスタンスでいきたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） この件につきましては、いろいろと勉強させていただきまして、直接投入につきましては、先ほども申しましたが、現在、使用されている流域下水の中で、いかに濃度を薄くし

て処理をしていくかという勉強になると思います。

そういった中で、コンサルの専門的な見解も当然、必要かとは思いますが、こんなに多額な金額はかからないと思いますし、ましてや現在、旧野田川衛生プラント、現在の与謝野町の衛生プラントでございますが、まだまだ、使用するに問題はないという認識をしております。かなり老朽化はしておりますが、宮津市に比べると老朽化は進んでないというふうに認識をしております。そういった中で、お金が今後、厳しい財政の中で、心配される中でやっぱりちょっとでも無駄を省いていくということを前提に、いろんな事業に取り組んでいただき、また、補正が、もし上がってきても、やはり町長、副町長の中で、これはどういった効果があり、どういった意味で次につながるのかというようなことも精査していただきまして、考えていただくことが大事ななというふうに思っております。

それと、次の、これも、先ほど多田議員のほうから質問がありましたが、課長、不法投棄の所有者ですね、追跡したができなかったということですが、間違いありません。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 職員に、その旨、指示をしまして確認をさせましたところ、最終的な所有者といいますが、まで行き着きませんでしたということでございます。間違いございません。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） どの辺まで確認をされましたでしょうか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 一番簡便な方法としますとJESCOですか、日本環境安全事業株式会社のほうから、そのホームページから品番等で実際、高濃度が低濃度かというふうなことも含めまして、確認をするサイトがございます。そういったふうな形の中で特定をしていくというふうなことは方法としてはあるのかなというふうに思っておりますけれども、そういうふうなことをさせていただきましても、最終的な所有者までは行き着かなかったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 今回の、この処分される不法投棄のものにつきましては、高濃度が低濃度か、どちらでございました。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） いずれも高濃度のPCBということでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） これね、課長ご存じですか、この資料、環境省が出してある、ここにね、保管及び処分の状況、いわゆる所有している人の状況ですね。都道府県知事に毎年、届けなければならぬと書いてあるんです。いつ、この廃棄物を拾ってこられたのか、知りませんよ。ただ、拾って来られた時点で、その年に、今まで届けられなかったとこか届けられていない業者なんていうのは限られてくるんですよ。徹底した調査、本当にされたんですか、これ。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 法律で保管をする場合、議員、おっしゃいましたように、京都府知事への登録をしないといけないということでございます。

今回、不法投棄として出てきましたので、それを保管しておりますので、まずは、保健所のほうにご連絡を差し上げて、こういったトランスを保管しておりますよというふうなことで、登録の手続きをお願いをしましたところ、今回のお話をいただいたということでございますので、私どものほうは、そういうことでございますし、不法投棄をされた方が、そういった手続等を踏まれているのかどうかということ自体も、私どものほうは承知しておりませんので、その辺のところは、なかなか難しいことなのかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 今の答弁、非常に理解できません。トランスなんていうのは特殊なもんですよ、これ。こんなもん登録なしで、誰が買ってくるんですか。どこに売ってるんですか、こんなもん。常識がちょっとおかしいん違います。

それと、これ不法投棄、不法投棄って、これ犯罪ですよ、これ。これね、出てきた絶縁油が害があるって書いてあるんですわ。使えんようになったテレビを山の中へちょっと捨てていこうかとか、そんなレベルの問題じゃないですわ、これ。警察ですよ、これ、まず。捜査もしていただかんと、自分とこに今、保管しているから処分する。行政は犯罪をお金で解決されるんですか、町長、いかがですか。

議 長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ご指摘いただきましたように、警察へは、まず一番に連絡を差し上げて、とてもとても悪質でありますので、捜査のほう依頼をしました。警察のほうでもお調べを、一定の調べをいただいた上で、わからないということでありましたので、そうだったらということで町のほうが保管をしたということでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 警察がわからなければ、行政もわからない。それで仕方ない、そう言われればしょうがないのかもわかりません。

しかしながら、犯罪ですよ、こんなもん。犯罪の商品を、品物をお金をかけて焼却する、処分する、そこに至るまでのやっぱり努力というものをもっともっと大事じゃないかなと思いますけど、その辺いかがですか、町長。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、住民環境課長が言いましたように警察、あるいは京都府等の連絡の中で捜査をした結果、現在、私どもでは把握をできなかったという結論に達してしまっているという状況でございます。

いずれにいたしましても、家城議員がおっしゃるように、不法投棄については犯罪でございます。また、家城議員が、これまで不法投棄について何度も、この議場の中で、ご提案をされていたこと、私自身も記憶いたしております。そうした観点から、町内で不法投棄が減っていきますように、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ぜひ不法投棄、管理されるだけではなく、やはりどういった原因の中で、誰が捨てたのかというような分析も、今後はしていただきたいなど。

それと、今回、処分につきましては、仕方がないかなという思いもでございます。しかしながら、

きちっと写真を撮られ、番号も控えられて、再度、京都府、またJESCOですか、きちっとした捜査をしていただいて、やはりこういう犯罪が起こらないように、やっぱりしていくには徹底した調査をすれば、必ず悪いことをした人は捕まるんだよという実績を残していただく意味でも、今後も引き続き調査を続けていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私どもといたしましては、先ほど課長が言いましたように、それぞれのパイプをつなぎながら捜査をしてまいりました。また、依頼をしてきたというふうな経過でございます。

しかしながら、先ほど家城議員がおっしゃいましたように、こうした不法投棄を、この町からなくしていくという観点から、再度、調査をしていきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、補正予算につきまして、2回目の質問を、もう少ししていきたいと思っております。

商工観光課長にお尋ねします。

今度も、30ページで、観光イベント事業の補正がされておりますが、関連してお伺いします。

ことしの7月4日に、観光庁は全国で四つの地域を新たな観光圏として追加指定をされました。この中の一つにですね、海の京都観光圏として、与謝野町を含んで八つの丹後の市町が構成する指定になったと、こういうふうに思っております。京都府のプロジェクトの基盤づくりとしてですね、ものづくり観光ネットワークが柱の一つと、こうなっております。このことを考えてみますと、町長がブログに書いていらっしゃったように、いわゆるみんなの手と技術が響き合い、新しい価値を創造することができるまちづくりと、こういうフレーズになるかなというふうに思っておりますが、そのためには、この新しい観光圏の計画というものが新たに必要になってくるというふうに思っておりますけれども、京都府の指導は現在どのようになっていますか。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。現在、海の京都構想ということで、経過を申し上げますと、昨年4月、与謝野町のほうも、この海の京都構想、5市2町で構成をする自治体で、京都府を中心に、この展開を描いてまいりました。そういった中で、ことしの7月に海の京都観光圏ということで、観光庁のほうから認定をいただいたということでございます。

この観光庁の認定という部分につきましてもですね、京都府のほうと各自治体のほうで、いわゆる経過資料をつくってまいったところなんです。そういった中で一旦、事務のストップがございました。といいますのは、いわゆるオリンピックがまいるということで、いわゆる受入体制をきっちりともう一度、課題整理をしなければならぬということがある中で、さまざまな数値の調整を京都府とともにやってきたということでございます。

そういった中で、観光庁のほうはですね、また、京都府のほうも、いわゆる数値を上げるということにつきましては、また、内容の精査をするということは、この日本の、この10個の観光圏、ここの付加価値を高めていく作業をしなければならぬと、いわゆるインバウンドとか何だとかいろんな経過はありますが、そういった部分の中で、各地域の色をきっちりと見せていくということでございますので、そういった部分で5市2町の展開を今後、図っていかねければなら

ないということでございます。

そういった中で、与謝野町につきましては、まずは、最初にちりめん街道のエリアから展開をするということですが、与謝野町としましてはですね、山添町長が申し上げております、ものづくりの部分についても最終的に暮らし観光という位置づけの中で展開を図っていきたいということについては、京都府のほうにも、いわゆる強く述べているということでございます。

ただいま、京都府のほうとしましては、単に連絡会で意見交換をするということではなくて、さまざまな勉強会、きょうも午後から民間の方々を中心にですね、綾部のほうでも勉強会をされておられます。

そういった部分について、いわゆる我々のバイブルに載せるだけではなくて、やはり民間の方々、そういった動きを、展開をきっちりと唱えていくということの作業についても、行政としては頑張ってもらいたいと思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、昨年からいろいろご苦労さんになって、住民の会議を重ねていただいているということなんですが、せんだっての報道を見ますとですね、この与謝野町の場合、64の事業目標が決められておる。

そして、そのうちですね、民間の、いわゆるNPOや住民グループが受け持つ民間の取り組みが44あると、こういうふうに報道をされておられて、あとは、行政が、あと商工会になるかと思うんですが、ところが、それが今のところ、まだ、はっきりと住民の側から見える格好には浮上してきていないんですが、そのあたり、そこへもってきて、今回、この観光圏というものが新たに浮上してきたということで、この住民の、きょうまでの取り組みがされてきた結果が具体的に浮上するというのはいつごろの予定だというふうに認識しておりますか。

実際に、何かアクションを起こされると思うんですけどね、そのところ。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） ただいま、議員が申し上げておられますのは、恐らくちりめん街道のマスタープランの関係だと思います。これは、ピンクの冊子として議員皆様のほうにもお配りをさせていただいております中で、民間がやるべきこと、また、京都府がやるべきこと、また、行政の、私たち与謝野町のほうが展開をしていくことということで、そういった部分を民間の方々を中心に合意形成を図ってきたということでございます。

そういった中で、なかなかぼやけ感がたくさんあるのではというようなことだと思いますが、いわゆる今回まで展開してきた中で、やはりこの町のちりめん街道を中心という部分につきましても、いわゆるコンセプトの部分が足らなかったというのが、これは京都府のほうからのご指導もあったということですが、一旦、マスタープランをつくるべく、昨年度、皆さんとともに汗をかいてまいったということなんですが、そこに、やはり追いかける形で、きっちりとこの地域の、いわゆる宝、そういった部分を探し求めていこうということで、半年かけてコンセプトづくりを皆さんとともに歩んできてまいったということでございます。

そういった動きの中で、やはりハード事業といいますが、そういった部分につきましては、やはり一度展開策を検討するべきかなということは、私どものほうは考えております。

すなわち、例えば、あのちりめん街道であります、さまざまな空き家の関係につきましては、

今日までいろいろと議員の皆様のおかげからご指摘のほうをいただいております。空き家バンク制度の部分につきましてはですね、若干、足どめをしておるといような部分もございますが、早速に、いわゆる近隣の自治体、兵庫県の朝来市のほうでもですね、指定管理制度の部分について、古民家を使った指定管理者制度もされておられるところもありますので、そういったことについても早速に10月に入りまして勉強に入らせていただこうと思っております。以上でございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 与謝野町商工会の方々が中心になってという認識を持っているんですけども、まとめていただきました、そのちりめん街道活性化行動プログラムですね、いわゆる提言書が出てから3年がたったと、こういうふうにして、あまり変化がないのではないかというふうに思っておりますが、過日、NHKは福井県若狭町の熊川宿の番組を30分やっていらっしやいまして、私も見ておったんですけど。この街道とちりめん街道、大体同じときに、この熊川宿もスタートをしたと、こう思っているんですけど、この間、テレビを見ておると、非常に先進地になられたなと、あるいは集客力もあるなというふうに思っておりました。

この提言書の中で、まず、まとめられておるのを見ますとですね、いわゆる、ここよりも一歩先んじている久美浜の稲葉本家を目指すべきだというお話が、あの中に出ておったと、私どもも思っておるわけですが、ところが町自体もですね、この稲葉本家に学ぼうというふうな、私は、あまり気があるというふうにも思いませんし、懐疑的に見ておるんですけど、この新たに生まれてきました、この観光圏の構想の中でですね、当然、国は支援措置をするわけです。支援措置について、いろいろ課長のところにもおりにきてきていると思うんですが、その中で、私どもの関係があると思っておりますのは、いわゆるブランド化の問題ですね。

それから、もう一つは農山漁村の活性化の問題と、このことが、私は、この特例があるのではないかなというふうに思っておりますが、そういったことで、この支援措置をうまく使いながらですね、もう一回盛り返して、計画づくりに、力を入れてほしいと思っておりますが、そこは課長どうでしょうか。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。国の支援措置、私どものほうも、いわゆる国のさまざまな、いわゆる事業展開をきっちりと拝見をさせていただいております。

例えば、地方創生という形の中で、いろんな取り組みを各地方の自治体に、いわゆるやっていけという声も、恐らく出てこようかと思っております。いわゆる、例えば補助制度、また起債の関係、いろんな取り組みの中で行政のほうに、あすにでも届くことがあろうかと思っております。

私どものほうは、現在、課のほうで内部合意をしておりますのは、きっちりとさまざまな制度が、いわゆる伝わってくる前にアウトプットをきっちりと確認しようということをして、内部で確認をしておるといことでございます。

そういった話の中で、いわゆる自治体の公的な事業の展開という部分もなんですが、いわゆるファンド事業、こういった部分についても、恐らく展開がまいてこようかと思っておりますので、そういった部分を積極的に民間とともに活用してまいりたいと思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢籟 毅） まあ一つ、課長いろいろ大変ですけれども、何と申しましても観光という一つの大きな柱を掲げているということになりますと、これちりめん街道をですね、どう進めていくか、これからをということになりますんで、一つご奮闘をお願いをしておきたいと思っております。

22ページに戻りまして、総務課長に所管でお尋ねしたいと思っております。

一つはですね、今年春、選挙があったわけですが、私、2年ほど前に、この選挙用のポスターの掲示板に京都府産の木材の合板を使うということをお願いをいたしたり、提案をいたしました。

そして、ことしの春を見ておきますと、使っているようにも見えましたし、知事の場合もですね、これの掲示板は、はっきり府内の合板だということがわかるのが使われておりましたが、そのお願いをしたときには急で間に合わなかったということだったんですが、現在はですね、森林組合連合会含めて、そういう要請もあり、いろんな運動がされておるんですけど、ことしの春の場合はですね、そういう京都府産の木材を使った合板を使ってお世話になったという理解でよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えします。一部は活用させていただいたようにございますけれども、全て使用させていただいたということではないというようにお聞きをしております。

議長（今田博文） 勢籟議員。

1 4 番（勢籟 毅） これはそうしますとですね、課長、価格的に価格が一つの問題といいますが、ネックになっておると、そういうことなんでしょうか。一般の合板と比べてですね、この府内産の合板の場合ですね、これは価格的にも実際差があるんでしょうか。そこのところお願いします。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 担当とも、その辺、話をさせていただいておりますが、ご指摘のとおり、やはり府内産は高いということがございますので、なかなか全てを、それにさせていただくということが難しいようでございます。

議長（今田博文） 勢籟議員。

1 4 番（勢籟 毅） そういった事情もあると思いますけれども、これは今、山をどう生かすかということの一つの作業にもなるわけですので、ぜひご検討といいますが、今後、十分研究をしていただきたいというように思っております。

もう1点、総務課長に、課長が所管だろうと思うんですが、22ページ、全国消費のですね、実態調査の整理がされております。この消費実態調査のですね、本町の場合、調査の戸数ですね、それと調査家庭はどのようにして選ばれるのか、そこのところをお願いします。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。当町での対象世帯数は24世帯というふうになっております。この調査は、全国一斉に行われるわけですけれども、5年に一度行われる年に本年が当たっているということでございます。京都府内の町村では、本町と大山崎町が平成26年度に該当市町として当たっているということから、この9月から11月にかけて実施をさせていただき予算として上げさせていただきました。

議長（今田博文） 勢籟議員。

1 4 番（勢籟 毅） 課長、この調査の結果については、国のレベルでまとめられてですね、当然、その国からそういった結果が返されてくるということになるわけですが、町のレベルでは今の24世帯ということの中では、これを実際の行政の中に、例えば何か使っていくと、あるいは参考にしていく、そういったことにはあまりならないのではないかという気もするんですが、過去の調査で当たったときからは、どういうふうに理解ができますでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） おっしゃいますように、当町独自の傾向というのは、24世帯ですので、なかなかつかみ切るといことはできないというふうに認識しております。

全国では、約5万6,000世帯に、この調査がされるということでございますので、国全体として国民の暮らし向きを家計の面から総合的に捉えて、我が国の所得、消費及び資産の水準や構造を明らかにしていくということでございますので、当町に当てはめて、どうこうというよりも、国の施策に生かしていくというような考え方であろうかと思っております。

議長（今田博文） 勢籟議員。

1 4 番（勢籟 毅） それではですね、もう1件だけ質問しますが、建設課長にお願いします。

32ページに、いわゆる河川の改修事業が出ております。これは私は、説明では明石川というふうにお聞きしたように思うんですが、明石川も着手をしてから、かなりの年月になるというふうに思っております。現在の進捗の度合いというのは、どういうふうに理解したらいいですか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 32ページの河川改修事業につきましてお尋ねでございます。

この部分の工事請負費の部分につきましては、今、ご指摘の明石川ではなくて、鞭谷川と、それから治山の堰堤を、深田神社というふうな神社がございまして、その横の部分の流末の水路をさせていただくというふうなことで計上させていただいております。

お尋ねの明石川の部分につきましては、その下の公有財産購入費のところ、買収単価の決定によりまして、不足分が生じるというふうなことから260万円計上させていただいております。

明石川につきましては、今、今年度、用地買収をお願いしたいというふうな状況でございます。これができるかと、次に、ようやく工事のほうに入っていけるのかなというふうな状況になっておまして、この地権者の皆さんに一刻も早くご同意をいただいて、用地のほうのご協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。

1 4 番（勢籟 毅） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、補正2号の質問をさせていただきたいと思っております。

たくさんはありませんで、先ほどから出ているマイナンバー制度の問題で、まだ、不十分だと、理解が十分でないというところもあったわけですが、この点をちょっと補足的にといいますかね、私どもが知り得た情報なんかも含めて、お聞かせ願いたいということが1点と。

それから、税機構の問題で、あとでまた、やらせていただきたいと思っております。

一つはですね、マイナンバー制度についての質疑がかなりあったわけですが、このマイナ

ンバー制度のシステムは、先ほどの質問にもありましたけど、住基ネットとは異なるもんだと、  
どういう目的かということですね、お聞きしたいのは、どういう目的でつくられたのかという点  
が、一つお聞かせ願いたいと、わかっとる範囲で結構です。

それから、また、どういう活用されてるかという点をお伺いしたいと思っています。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） マイナンバーの目的ということでございます。今回、目的につきましては、  
社会保障と税番号制度、これらが複数の機関に存在する個人、法人の情報を同一の情報である  
という確認を行うために、番号を今回、付番するというふうになってまして、それ先ほどちょっと  
申しましたけれども、情報自体は、それぞれが持ってますんで、例えば税なら税、保険なら保険  
というふうに持ってますんで、その番号に全ての情報がひっついてくるというものではございま  
せんので、その辺をご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっとわかりにくかったですが、どうも、できたときの経過からすると、税と  
社会保障の問題があって、消費税が出てきて、そのもとでつくられたもんだというのは、どうも  
共有しとるみたいですね。

次にですね、お伺いしたいのは、民間団体などですね、専門の業者といいますが、そういうシ  
ステムとの関係、それから委託関係なんかでされているのかどうか、お伺いしたいと思ってい  
ます。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうの内容が委託関係ということで、例えばコンピュータのシステ  
ムのほうの保守とか、整備の委託ということでよろしいんでしょうかね。管理。

今時点が、今回、与謝野町のほうがトライ・エックスということで、システムを入れかえとる  
んですけども、そちらのほうの保守とか、そういう管理のほうも、民間の業者のほうに委託して  
おりますんで、今回の番号、付番のシステム改修等につきましても、そちらのほうの業者のほう  
がシステムの改修等をやっていくというふうになっております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

それからもう一つ心配なのは、これは皆さんもいつも問題になっているんですが、個人情報の  
保護の点で、どういう管理体制をされているか、お伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうが個人情報漏れる場合の業者との、一般的にですか。それに  
つきましては、個人情報保護条例と、それから個人情報保護法ですかね、いろいろございませ  
んで、その枠内で今回も管理というんですか、させていただくというふうに認識しております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 前段でいうと、最後になりますが、前段では、

国民にどういうメリットがあるということなんでしょうか。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） メリットの関係でございます。いろいろあると思うんですけども、一つは、

先ほど議員が言われましたように、税の関係とリンクづけるということになりますんで、低所得者に対して個別に福祉施策等を打てるようなことができるんじゃないかというふうに私は認識しております。

今まででしたら、福祉施策を打つ場合に所得が高い方、低い方関係なく一律にしか、なかなか行政ができなかったのですけれども、これができることによりまして、個別の対応が可能になるんじゃないかというふうに認識しております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） なかなか、課長は優しいんですね。非常に優しい答弁を今されたなと思って聞いてるんです。

今、前段は大体、今ね、取り組んでいることについてはわかりました。私ね、調べてみたんですが、塩見議員も取り上げられて、ちょっと一部やりましたが、昨年に来た。昨年という年というのは、消費税を迎えた前の年ですから、そういう論議の中でできたということを今、言いました。

ずっと見たんですけども、十分な論議というかね、まともな答えができなくて、答弁が。成立しているんです。初期投資だけでも3,000億円かけているんです、この金に。3,000億円です。それで導入したシステムでね、今、課長が悩むのもさうだろうなと思っているんですが、設置目的もね、いろいろと書いてますが、当然、書かんなんからね、法案というのは。明らかでないんです。

ただね、後で申し上げますけども、税と社会保障の一带改革と、今言った消費税の関係もあって、つくるといことがね、管理のシステムとしていっているようです。

しかし、結論はできない、そんなことは。違う形で利用するんですよ。僕は結論から言うとね、ずっといろいろ見てますが、そんなね、課長が一番、いい答弁された言うてましたが、低所得者対策とか、福祉対策をちょっとやろうというときにはね、そんな簡単にしないですよ。今までそんなことしたことないでしょう、国が。僕、言ってますけど。そんなんがあったら聞きたいくらいですよ。低所得者ワーキングプアまでつくっている国なんですから、政府なんですから。

僕はね、それは全く逆さまで、税と社会保障の関係の管理システムを使って、要約して言うんですよ、それはどこに、誰がどのくらい使って社会保障の給付を受けているかということを経営的にとって、その対策を打つというのは、今、課長が答弁したとは逆さですよ。使い過ぎでないかということがしたいんだと思います。それを多くの研究者らも言っています。拾ってみますとね、ホームページなんか拾ってみますと共通で言ってます。

私が聞きたいのはね、まずね、設置目的がはっきりしないんだけど、まず、個人情報の管理の面で言うとね、どうも法律そのものは、そんな法案ですね、案文そのものは何にも書いてないんですが、この法律が、マイナンバー法の法律がですね、情報管理のトップに立つということをね、なっているようです。

もう担当課は変わりましたから、当時のね。ちょっと残念なんですけども、わかっている課長がおったら教えてほしいんですがね。

かつてね、去年ですけども、マイナンバー制度の資料というのを自治体向けに、内閣官房が出してるんです、つくって。ちょっとその中身をちょっと言いますね。時間がありませんから、私

も。

個人情報の提供については、地方税情報を含め守秘義務が解除されるというんです。このことはどういうことかというね、いわゆるほかの情報を、今、言ったような情報を、このマイナンバー制度にほり込むときですね、システムにほり込むときに解除される、そうですよね。守秘義務は、そんなところで勝手にとったらあかんでしょう。そうなってますよね。これは解除されると書いてるんですよ。だから、上位になるということでしょう。そういうことになりますね。

僕はね、いろんな問題が、このナンバー制度というのは問題なんだなと思ってね、私、したんですが。幾つか取り上げて時間がないでしょうから、取り上げて言いますとね、例えば、いろんな研究者やね、当事者やなんか言ってるんですが、個人情報の扱いにおいてもマイナンバー法が今、言ってるようにね、地方税法などよりも上に置かれて、あたかも上位のほうになるというふうなことは、もう重大な問題だというて、当事者らが言ってるんですね。

それから、まあいうなら心配されてるのはね、いわゆる個人情報の漏えいの問題です。なりすまし犯罪というのが起きてると、これは先進国です。アメリカ、韓国だったと思いますが、なりすまし犯罪が起きてて、そのためにですね、情報漏えいの乱用が起きているということです。イギリスでは廃案になりました。こういうことがあって。このことも知っておいてください。

そういうことの中で、非常に問題があるというのが、批判が幾つも出ています。これは研究者の中では、それから現にね、つくった人さえ、それは防げないと言ってるんですよ、つくった本人。いわゆる今、漏えいの問題を防ぐことはできひんということ言ってるんです。だから、もうそのまま情報が漏れたって仕方ないというのがね、今、国際的に見られてる不安な要因だということです。

問題なのは、そんなものに大きな金をかけて、どうするのかというのがよくわからないと、冒頭のね、議案の中で冒頭に出てましたが、課長の答弁はもっともです。勉強なさったらいいと思うんですけども、だから、そういう点では非常に問題のある制度だということを申し上げておきたいと思います。

国民には何のメリットもなさそうですね、いろんな情報漏れや、今言うてる、これからですけども、後に処罰されるということはあるかと思いますが、そういうことを感じています。

課長、もし何かあったら答弁願えたらと思います。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） なかなか広範囲の、今回マイナンバー制度といいますのは、企画財政だけでは手に負えない例規の関係もあり、先ほど言いましたように税とか保険もあり、なかなか私個人も理解がしにくい部分があります。

ただ、いろいろな住民の方々が役所等に手続に行かれる場合に所得証明が要ったり、いろいろなものを提示されたりするようなときには、簡略化されるのではなからうかと思っておりますので、一定程度、先ほどもちょっと低所得者のことを言いましたですけども、住民の方にはメリットがあると思って、私は進めていこうとしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もうそろそろ時間ですから、あれですが、ぜひね、そういうことを国もうたって

いるんだったら、ぜひそれは頑張ってください。今、言うところ福祉施策を充実させるというのは、私ね、次の質問ですが、18ページの負補交の関係で地方税機構の問題が出ております。

まず、内容を教えてください、この地方税機構の事業を教えてください。事業内容。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 税機構のほうの負担金のご質問でございます。

先ほど、町のほうでトライ・エックスという基幹業務の改修のことをお話させていただきましたですけれども、税業務につきましては徴収システム等が税機構のほうで扱っております。その税機構のシステムのほうも、今回のマイナンバーに関係しまして、一部改修が生じるということで、その部分の負担金を税機構のほうに出させていただくということでございます。

システム改修の中身としましては、本町が改修させていただく中身と大きく変わらないと思っておりますので、番号の付番等をさせていただくというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 関連で質問をしておきます。ちょっと時間がもう1分しかないですので、前回の一般質問の、この間の一般質問の中で、差し押さえ問題がありました。

一つは、その差し押さえの文書、通知文書というのはどういうものを、後でほしいというふうに思っています。

それから、二つ目は、本人不在の中です、ああいう形の、家に上がりこんで、そして、後で本人は見えたようですが、強行な差し押さえがされたわけですが、その法的根拠を示していただきたいと思っています。わかれば、今、答弁願えたらと思っています。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 差し押さえについての文書といいますが、でございますけれども、前にも申し上げましたように、最初に滞納となりましたら督促を出しますので、その後で納付等がなければ催告をさせていただきます。

どちらの文書にも当然、差し押さえをすることがありますというような文言があります。最終的に差し押さえする場合には、差し押さえ予告というような通知も出させていただく場合もございます。

ただ、その文書の中身につきましては、いつどんなものを差し押さえるとかいうふうなことまではございませんけれども、それはあくまでも、その方、その方の事情に応じた、財産の状況に応じた対応をさせていただいておるということでございます。

すみません。差し押さえの中で、いわゆる差し押さえ財産が何があるかというふうなことです。差し押さえする前の、差し押さえするに当たっての、いわゆる、それを押さえるための何があるかというのを捜査しますので、まず、捜査するためには国税徴収法の142条に基づいた捜査を行った後で、どれが差し押さえできるかということを確認した上で、差し押さえにはいるということでございます。

7 番（伊藤幸男） 時間がありませんので、また後ほど。

議長（今田博文） ここで昼食のため休憩します。

午後1時40分に再開します。

（休憩 午後 0時09分）

(再開 午後 1時40分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

浪江福祉課長。

福祉課長(浪江昭人) 貴重な時間をいただきまして、午前中の安達議員さんのご質問に対します答弁で、一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。

介護員の養成初任者研修の件で、ご質問をいただきました中で、今回、予定されております初任者研修の募集人員につきまして、私、20名というふうに申し上げたと思えますが、30名の誤りでございました。

その30名のうち20名が与謝野町の受講者、それからあと残り10名が宮津市、伊根町ということになるという見込みで予算を上げておりますので、訂正をさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

議長(今田博文) ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員。

9番(宮崎有平) それでは、1点だけ質問させていただきます。

36ページの自校給食事業について、きのうも多田議員、勢旗議員から質問がございました。その答弁を聞いておまして、私わからないところがありますので、改めて質問させていただきます。

自校給食とセンター方式の給食、これにはどっちもメリットがあつたりすると思えますが、私の調べたところによりますと、自校方式のメリットというものは、児童・生徒との触れ合いがふえ、コミュニケーションが高まる。給食、調理の苦労等が理解しやすく、食に対する感謝の気持ちを育む、地元農家と協力して、児童・生徒がつくった農作物を給食食材として活用することができる。地産地消が容易にできやすい。配送時間が短縮され、メニューのバリエーションが広がる。バイキング的メニューやセレクト給食が可能、食物アレルギー児童・生徒への個々対応が可能である等々いろいろとありますが、この食物アレルギー児童・生徒、これは自校は、岩滝の小学校しか今現在ありませんがね。

私の聞いたところによると28名が対象児童である。約1割なんですよ。全体の1割。ほかの学校ではどのような数、おられるのか、お教えいただけますか。

議長(今田博文) 塩見教育長。

教育長(塩見定生) 議員の質問にお答えいたします。今年度ですね、食物アレルギーを有する子供たちですけれども、幼稚園で5名、小学校で95名、中学校で65名、トータル169名ですね、全体の8%、全国より若干多いかなというふうに把握をしております。

議長(今田博文) 宮崎議員。

9番(宮崎有平) 全体で8%というような答弁でありました。そうすると、岩滝小学校は若干、多いという感じになりますね。そういう点では、非常に自校方式を岩滝小学校はとっておられるということについては、いいのかなというふうには私は思うんですけども。このセンター方式のメリットというものもございまして、施設整備及び運営経費の節減や合理化が図れる、教職員の給食に対する事務負担が軽減され、教育活動に専念できる。集中管理により事務管理、労務管理、衛生管理の合理化が図れる。

調理、洗浄作業に大型自動化機器の導入ができ、作業の合理化が図れる、こういうのは、ほかにもあるんですけども、といった合理化が図れるということでセンター方式がいいというようなことがよく言われておるんですけども、この自校方式とセンター方式、これは子供にとってはどのように、どちらがいいというふうに教育委員会では考えておられますか。教育長。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたしますけれども、どちらがどうというのは、今、議員がおっしゃったようにですね、メリット、デメリット、どちらもあるように思っております。以上です。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） あると思いますが、私は子供にとって、そういう、特にアレルギーの子がどんどんふえてきておる状況だろうと私は思っております。そういったことを考えるならば、やはり自校給食等もいいのかと思いますけども、全校を、じゃあ自校にするかということ大変な金額が要りますので、そんなことはとても、そんなことは無理だということを私も理解はしております。

そういった中で、岩滝の小学校が自校でやっておられる。その中で一つ、この前の答弁の中で、課長の答弁の中で費用、一人当たりの費用、変わらないというお話がありました。もう一度、ちょっと説明をしていただきたい。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。食材等にかかるコストになりますけども、人件費ですとか、それから、施設整備費ですとか、そういったものは除いての話ですけども、平成25年度で申し上げますと、センター給食の場合が、1食が252円。それから、岩滝小学校の自校給食の場合が245円ということになっておりますが、若干、これは年度によっても変わりますし、大体ほぼ同じなのかなというふうに考えております。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今、これは食材だけの話ですよ。これに人件費等を入れたら、どういうことになるんですかね、大体で結構ですから。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。人件費並びに施設整備費等を加えますと、はっきりとした、今、手元に資料がございませんので申し上げられませんが、やはりセンター給食方式のほうが合理化という面では、やっぱり安く済んでいるのではないかなというふうに思っております。

議長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 私もそうでなかったらおかしいというふうには思います。しかし、ほかのメリット、子供のことを考えたことを考えますと、やはりどっちがいいのかなということは本当に真剣になって考えていかないかん問題かなというふうに私は思っております。

そういう中で、ちょっと先日の答弁の中の言葉尻をとるようで申しわけないんですけども、安心・安全については、センター給食のほうがよいような言い方をされたと思うんです。課長、これはどう、私はそうは思えないんですが、その点はどうなんですか。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） お答えいたします。確かに、そういう言い方をさせていただきました。これは私見のものかもわかりませんが、何でも総合的にというんか、大きな中でやっていくと、その

管理的にはしやすいのかなと、どう言うんですか、人員配置ですとか、そういう管理体制等につきましても、ある程度細かく点検ができるですとか、そういった面で安全・衛生管理上もセンター方式のほうがいいのではないかなという、若干、私見が入るかわかりませんが、そういうふうな思いでございました。

この件につきましては、ちょっと危ういんで訂正させていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今の答弁は、ちょっと私も納得がいきませんし、きちっとした精査をしていただきたい、それは。センター方式のほうが安全だなんて言われましたら、ほんなら自校でやっている給食の人はどうするんだという話、危ないのかという話になってきますんで、この辺はちゃんとした精査をしていただきたいと、こういうふうに思います。以上で終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第77号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第77号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第78号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第78号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第78号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案

のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第79号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第78号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第79号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第80号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第80号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。  
よって、議案第80号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第81号 平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第81号を採決します。  
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。  
よって、議案第81号 平成26年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第6 議案第82号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより、議案第82号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。  
よって、議案第82号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これにて散会します。  
次回は、9月25日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。  
ご苦労さんでした。

（散会 午後 1時57分）